

○ふじみ衛生組合公印規則

(平成25年3月28日)
(規則第2号)

改正 平成25年7月1日 規則第6号

ふじみ衛生組合公印規則(昭和35年ふじみ衛生組合規則第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 ふじみ衛生組合(以下「組合」という。)の公印に関し必要な事項は、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(公印の名称、寸法、ひな型等)

第2条 公印の番号、名称、ひな型、寸法、書体、管守者、用途及び個数は、別表のとおりとする。

(電子計算組織による公印)

第3条 電子計算組織を利用して証明又は通知を行うときは、管守者の承認を得て、電子計算組織に記録した公印の印影を印刷して公印の押印に代えることができる。

2 管守者は、前項に規定する処理をするときは、印影の改ざんその他不正使用のないよう電子計算組織に記録した印影を適正に管理しなければならない。

(使用しなくなった公印の保存)

第4条 管守者は、廃止した公印について、公印廃止の日から次に掲げる期間保存し、保存期間の経過した公印は裁断又は焼却の方法により処分するものとする。

(1) 組合印、管理者印、副管理者印、管理者職務代理人印 永久

(2) その他の公印 5年

(準用)

第5条 この規則及び別に定めるもののほか、組合における公印の調製、管守、印影の刷込みその他関係事務の処理については、管理者の属する市の当該関係例規を準用する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月1日規則第6号)

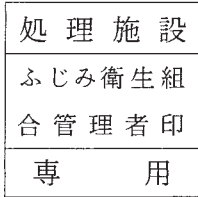
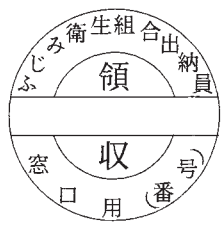
この規則は、平成25年7月1日から施行する。

第1類 通規 (公印規則)

別表 (第2条関係)

番号	名称	ひな型	寸法 (mm)	書体	管守者	用途	個数
(1)	組合印	合 衛 ふ 之 生 じ 印 組 み	方25	てん書	次長	一般文書用	1
(2)	管理者印	理 組 ふ 者 合 じ 之 印 管 み 衛 生	方21	てん書	次長	一般文書用	1
(3)	副管理者 印	者 副 生 ふ 之 管 組 じ 印 理 合 衛 生	方21	てん書	次長	一般文書用	1
(4)	会計管理 者印	管 組 ふ 理 合 じ 者 之 印 会 計 衛 生	方21	てん書	会計管理 者	組合出納関係 事務用	1
(5)	会計管理 者事務代 理者印	事 会 ふ 務 計 じ 代 理 者 之 印 管 理 者 衛 生 組 合	方21	てん書	会計管理 者	組合出納関係 事務用	1
(6)	契 印	組 合 ふ 契 印 衛 生	縦25 横10	てん書	次長	文書契印用	1
(7)	管理者職 務代理者 印	ふ じ 衛 生 組 合 管 理 者 職 務 代 理 者 印	方21	てん書	次長	一般文書用	1
(8)	事務局長 印	ふ じ 衛 生 組 合 事 務 局 長 之 印	方21	てん書	次長	一般文書用	1

第1類 通規 (公印規則)

(9)	処理施設 専用管理者印		方24	てん書	次長	ふじみ衛生組 合廃棄物処理 に関する条例 に基づく廃棄 物処理手数料 に係る通知書 用及び領収書 用並びに納付 関係事務用	1
(10)	処理施設 専用管理者印		方24	てん書	次長	ふじみ衛生組 合廃棄物処理 に関する条例 に基づく廃棄 物処理手数料 に係る通知書 用及び領収書 用並びに納付 関係事務用 (電子印)	—
(11)	管理者職 務代理者 印		方24	てん書	次長	ふじみ衛生組 合廃棄物処理 に関する条例 に基づく廃棄 物処理手数料 に係る通知書 用及び領収書 用並びに納付 関係事務用 (電子印)	—
(12)	出納員印	 <p>1個以上の公印を 管守する場合は、 公印番号を入れ る。</p>	直径 25	かい書	出納員	出納員が納入 通知書、納付 書等に押印す る領収印用	1。ただ し、出納 員は次長 及び会計 管理者と 協議して 増加する ことができ る。